

平成26年第4回青森市議会定例会提出案件（本会議3日目提出）

件 名		提出 件数
予 算 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度青森市一般会計補正予算（第8号） ○ 平成26年度青森市水道事業会計補正予算（第3号） <p style="text-align: center;">計</p>	2
条 例 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について <p style="text-align: center;">計</p>	1
諮 問	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について <p style="text-align: center;">計</p>	5
報 告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について <p style="text-align: center;">計</p>	1
合 計		9

○ 予算案

議案第 2 1 3 号 平成 26 年度青森市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 2 1 4 号 平成 26 年度青森市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○ 条例案

議案第 2 1 5 号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給料月額等を改定するとともに、市長等の給料月額等に関する特例措置を定めるため、改正しようとするものである。

○ 諮問

諮問第 1 4 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 5 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。

督促処分の内容 平成 2 6 年 3 月分の下水道使用料

関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 1 5 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 6 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。

徴収処分の内容 平成 2 6 年 5 月分の下水道使用料

関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 4 項

諮問第 1 6 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成26年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成26年4月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第17号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成26年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成26年5月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第18号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第229条第4項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成26年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。

徴収処分の内容 平成26年6月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第229条第4項

○ 報 告

報告第41号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成26年8月6日

専決処分年月日 平成26年12月2日

関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項